

○経済産業省令第五十七号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令三百四十号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項及び第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十一条第一項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

経済産業大臣 枝野 幸男

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価

を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びホからチまで」を「、ホからチまで、ル及びヲ」に改める。

第二条第一項中「及びホからチまで」を「、ホからチまで、ル及びヲ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 次のイからハまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

イ 水力発電所

ロ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

ハ 風力発電所

第二条第一項第四号中「一つ以上」を「一以上」に、「を超える」を「に該当する」に改め、同項第七号中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「火力発電所」の下に「又は風力発電所」を加え、同項第十号及び第二十四号中「火力発電所」の下に「又は風力発電所」を加える。

第五条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第六条第一項第二号イ中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

五 風力発電所 別表第五

第七条第二項第二号並びに第三項第一号ロの(1)及び第四号イ中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第八条第一項第三号中「別表第五から別表第八まで」を「別表第六から別表第十まで」に改める。

第九条第一項中「別表第五から別表第八まで」を「別表第六から別表第十まで」に改め、同項第一号中「

別表第五」を「別表第六」に改め、同項第二号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同項第三号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同項第四号中「別表第八」を「別表第九」に改め、同項に次の一号を加える。

五 風力発電所 別表第十

第十条及び第十一条中「別表第五から別表第八まで」を「別表第六から別表第十まで」に改める。

別表第三の環境要素の区分の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価さ

れるべき環境要素の欄中

大気環境	大気質
騒音	
振動	

を

大気環境	大気質
	騒音
	振動

に改める。

別表第八の重要な種及び注目すべき生息地の項第一号イ中「爬虫類」を「爬虫類」に改め、同表を別表第九とする。

別表第七中「通行」を「運行」に改め、同表の粉じん等の建設機械の稼働の項第一号中「の種類」を削り、同表の水の濁りの造成等の施工による一時的な影響の項第七号中「浮遊物質量に」を「水の濁りに」に改め、同表の重要な地形及び地質の項第八号中「重要な地形」を「地形」に改め、「踏まえ、」の下に「重要な」を加え、同表の重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の項第一号イ中「爬虫

類」を「爬虫類」に改め、同表の海域に生息する動物の地形の改変及び施設の存在の項第一号イ中「魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）」を「海生動物」に改め、同表の海域に生育する植物の地形の改変及び施設の存在の項第一号イ中「潮間帯生物（植物）、海草藻類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）」を「海生植物」に改め、同項第五号中「前号」を「第三号」に改め、同表の海域に生息する植物の施設の稼働（温排水）の項第五号中「前号」を「第三号」に改め、同表の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の資材等の搬出入の項第四号中「第三号」を「前号」に改め、同表を別表第八とする。

別表第六中「通行」を「運行」に改め、同表の粉じん等の建設機械の稼働の項第一号中「の種類」を削り、同表の水の濁りの造成等の施工による一時的な影響の項第七号中「浮遊物質量に」を「水の濁りに」に改め、同表の重要な地形及び地質の項第八号中「重要な地形」を「地形」に改め、「を踏まえ、」の下に「重要な」を加え、同表の重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の項第一号イ中「爬虫類」を「爬虫類」に改め、同表の海域に生育する植物の地形改変及び施設の存在の項第五号及び同表の海域に生育する植物の施設の稼働（温排水）の項第五号中「前号」を「第三号」に改め、同表の主要な人と自

然との触れ合いの活動の場の資材等の搬出入の項第四号中「第三号」を「前号」に改め、同表を別表第七とする。

別表第五の重要な種及び注目すべき生息地の項第一号イ中「爬虫類」を「爬虫類」に改め、同項の第八号中「動物」の下に「（水生動物を含む。）」を加え、同表を別表第六とする。

別表第四の次に次の別表を加える。

別添 別表第五 を挿入

別表第九の次に次の別表を加える。

別添 別表十 を挿入

#### 附 則

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。